

新型コロナウイルス感染症関連情報



マスクなどを正しく捨てよう

マスクなどの捨て方

マスクや鼻水の付いたティッシュなどを適切に捨てることは、家族はもちろん、ごみを収集・処理する作業員にとっても大切な行動です。ごみの円滑・安全な収集・処理にご協力をお願いします。



①ごみ箱にごみ袋をかぶせ、ごみがいっぱいになる前に早めに出しましょう。

②ごみ袋の空気を抜いて、しっかりと縛って出す。ごみが袋の外面に触れた場合や袋が破れた場合は、ごみ袋を二重にしましょう。

③ごみを捨てた後は、石けんを使い、流水でしっかり手を洗きましょう。

分別・収集ルールを守りましょう！

収集作業員が本来行う必要のない分別作業は、新型コロナウイルス感染症のリスクを高めます。マスクなどごみのポイ捨ては絶対にやめましょう。

問い合わせ先／市役所環境課ごみ減量係 ☎76-8135

新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金制度の適用期間をさらに延長します

対象者	令和2年1月1日～3年3月31日に給与などの支払いを受けている市国民健康保険・後期高齢者医療保険の被保険者で、新型コロナウイルス感染症に感染、または感染が疑われるなどの事情で仕事を休み、給与などの支給を受けられなかったかた
支給額	直近の継続した3カ月間の給与などの収入の合計額を就労日数で除した金額(上限あり)の3分の2の額に、勤務できなかった日数を乗じた額。ただし、3日以上連続して仕事ができなかった場合で4日目以降が対象(給与などの一部が支払われている場合は傷病手当金との差額を支給)
申請方法	事業主と医療機関の証明を受けた申請書(市ホームページからダウンロード可)などを郵送か直接(土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時15分)

申請・問い合わせ先／市役所保険医療課国保年金係(〒488-8666 住所不要) ☎76-8151
市役所保険医療課高齢者医療係(〒488-8666 住所不要) ☎76-8153

新型コロナウイルス感染症を予防しよう

New Lifestyle 感染しない! 感染させない!

「新しい生活様式」について、ホームページで紹介しています。

新しい生活様式
二次元コード



新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続いています。今一度1人1人が基本に立ち返り、自分や大切な人を守るために、感染症対策を丁寧かつ徹底して行いましょう。

